

藤沢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 7 8 号

藤沢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市市税条例施行規則（平成 1 1 年藤沢市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第 3 2 9 条第 1 項、法第 3 3 5 条、法第 3 7 1 条第 1 項、法第 4 6 3 条の 2 5 第 1 項、法第 4 8 5 条第 1 項、法第 6 1 1 条第 1 項、法第 7 0 1 条の 1 6 第 1 項、法第 7 0 1 条の 6 3 第 1 項及び法 7 0 2 条の 8 第 5 項
--

」を

「

法第 3 2 9 条第 1 項、法第 3 3 5 条、法第 3 7 1 条第 1 項、法第 4 5 8 条第 1 項、法第 4 8 5 条第 1 項、法第 6 1 1 条第 1 項、法第 7 0 1 条の 1 6 第 1 項、法第 7 0 1 条の 6 3 第 1 項及び法 7 0 2 条の 8 第 5 項
--

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。